

高知県運輸業女性活躍推進実行委員会規約

平成30年 5 月 22 日 制定

(目的)

第 1 条 高知県運輸業女性活躍推進実行委員会（以下「委員会」という。）は、深刻化する運輸業の乗務員不足の解消に向け、女性に対して運輸業の魅力等を発信することで、就労を促進することや、女性が運輸業で活躍できる環境づくり等を行うことを目的に、必要な協議及び事業を行うため設置する。

(事業)

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 女性に対する運輸業の魅力等を発信する事業に関すること。
- (2) 女性乗務員の雇用拡大に向けた取組に関すること。
- (3) 女性乗務員が働きやすい環境づくりに関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、当委員会の目的を達成するため必要なこと。

(組織)

第 3 条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第 4 条 委員会には、会長 1 名、副会長 1 名を置く。

- 2 会長は、高知県中山間振興・交通部交通運輸政策課長をもって充てる。
- 3 副会長は、公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団事務局長をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 委員が協議会に出席できない場合は、あらかじめ届け出た者が代理出席することができる。
- 3 会議の議決方法は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うことができるものとする。
- 5 委員会は、必要があると認めるときには、委員以外の者に対して、資料の提出又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 前 5 項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第6条 委員会で協議が整った事項については、委員会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第7条 委員会の業務を処理するため、委員会に事務局を置く。

- 2 事務局は、高知県中山間振興・交通部交通運輸政策課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第8条 委員会の運営に要する経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第9条 委員会に監査委員を2名置く。

- 2 監査委員は、一般社団法人高知県バス協会専務理事及び一般社団法人高知県ハイヤー・タクシー協議会専務理事をもって充てる。
- 3 委員会の出納監査は、監査委員によって行う。
- 4 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第10条 委員会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委員会が解散した場合の措置)

第11条 委員会が解散した場合には、委員会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算し、監査委員であった者が出納監査を行うこととする。

(規約の変更)

第12条 この規約を変更する場合は、委員会の承認を得なければならない。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、委員会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成30年5月22日から施行する。

別表（第3条関係）

高知県運輸業女性活躍推進実行委員会

（敬称略・順不同）

団体名	役職	氏名
公益財団法人 こうち男女共同参画社会づくり財団	事務局長	小田 優
一般社団法人 高知県バス協会	専務理事	松山 明夫
一般社団法人 高知県トラック協会	専務理事	西村 伸矢
高知県ハイヤー・タクシー協議会	専務理事	岡村 泰明
高知家の女性しごと応援室	チーフ	岩井 契子
国土交通省四国運輸局 高知運輸支局	首席運輸企画専門官 （総務企画観光部門）	上戸 康弘
	首席運輸企画専門官 （輸送・監査部門）	廣田 敦
厚生労働省高知労働局 職業安定部訓練室	室長補佐	森 郁雄
株式会社 なかじま企画事務所	代表取締役	中島 和代
NPO法人キャリア・ライフ高知	キャリア・コンサルタント	吉田 亜矢子
高知県交通運輸政策課	課長	濱田 憲司